

令和元年度  
まちづくりカフェたかつ実施支援業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和元年 7 月

川崎市高津区役所

川崎市では、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を、平成31年3月に策定しました。

それを受け、高津区役所では「多様な人が多様な場で活躍できるまちづくり」をコンセプトに、地域で新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤としてソーシャルデザインセンターの創出に取り組んでいます。その一環として、「市民創発」により地域課題を解決していく機運を醸成するとともに、区民に気づきの機会や交流の場を提供しながら地域資源のマッチングモデル実施などソーシャルデザインセンターの機能が生じるきっかけとなるよう「まちづくりカフェたかつ」を開催します。

なお、区民には区内に住所を有する者だけでなく、区内で働く、学ぶ、活動するなど高津区に関わる者または団体を含めます。

市民創発とは・・・

様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること。

【参考：当該業務に関連する本市の取組等】

○まちづくりカフェたかつ

<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000105361.html>

○「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に関する検討について

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000097375.html>

○川崎市自治基本条例

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000003199.html>

○川崎市区民会議

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000017573.html>

○川崎市協働・連携の基本方針

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000076155.html>

○区役所改革の基本方針

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000069209.html>

○川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000077713.html>

○地域包括ケアシステムポータルサイト

<https://www.kawasaki-chikea.jp/>

< 手続日程（予定） >

参加意向申出締切	令和元年7月17日（水）
企画提案書等の提出締切	令和元年7月26日（金）
企画提案評価委員会の開催	令和元年8月1日（木）
審査結果通知	令和元年8月中

## 1 業務委託名

令和元年度まちづくりカフェたかつ実施支援業務委託

## 2 業務委託内容

「まちづくりカフェたかつ」の企画立案（全体の構成、テーマ及び講師の提案など）、事前準備（当日資料の作成、物品調達など）、当日運営（全体の進行、講演及び意見交換の記録など）などを行ってください。なお、詳細は「令和元年度まちづくりカフェたかつ実施支援業務委託仕様書（企画提案用）」を参照してください。

＜企画提案に盛り込んでいただきたい内容＞

- ・意見交換の手法とファシリテーター（予定技術者）
- ・テーマ及び講師 ※1件以上例示

## 3 履行期限

令和2年3月31日（火）まで

## 4 提案資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目（業種コード：99その他業務 種目コード：99その他業務）に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日（5 企画提案評価委員会を参照）までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします

## 5 企画提案評価委員会

提案の採否の審査及び評価をするために企画提案評価委員会を設置します。

- (1) 提案内容の評価基準  
別紙「評価基準」参照
- (2) 概要

日程	令和元年8月1日（木）14時～17時で1社当たり30分程度 ※参集時間は事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します
参集場所	高津区役所5階第4会議室 ※参集場所から会場へは担当者をご案内します
会場	高津区役所5階第2会議室
内容	提案内容の説明（15分）、質疑応答（10分） ※プロジェクター等はありません

※事業者数が多い場合は、時間の短縮、日時の追加などを行う場合があります

6 担当部課

書類の配布場所及び提出先並びに当該プロポーザルの問い合わせ先は次のとおりです。

部署名	高津区役所まちづくり推進部企画課
所在地	〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
電話番号	044-861-3131
電子メール	<a href="mailto:67kikaku@city.kawasaki.jp">67kikaku@city.kawasaki.jp</a>
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)

7 参加意向申出書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書(様式1) ※区ホームページにも掲載しています
提出期限	令和元年7月17日(水)
提出場所	6 担当部課と同じ
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は必着

8 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和元年7月24日(水)までに郵送で「提案資格確認結果通知書(様式2)」送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

9 提案書等

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり提案書等を提出してください。

必要書類 ※いずれも 様式自由	①提案書：当該業務の企画提案内容、業務実績、予定技術者の経歴などを記載(評価基準の各評価項目に基づいて作成してください) ②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載 ③事業者概要：事業者の理念、業務内容などがわかる資料(パンフレットなどで可)
提出期限	令和元年7月26日(金)
提出場所	高津区役所まちづくり推進部企画課(〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号)
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は必着
提出部数	各10部

※提出された提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください

10 要請手続において使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

11 契約書

契約書の作成は、必要とします。

12 関連情報照会窓口

関連情報を入手するための窓口は「6 担当部課」と同じです。

13 評価が同点の場合の措置

別紙「評価基準」参照

14 その他

(1) 業務規模概算額

業務規模概算額は1,485,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)です。

(2) 提案書作成及び提出費用

提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和元年7月12日(金)までに文書(様式自由)を電子メールで送付してください。

回答は令和元年7月17日(水)までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

(4) 結果通知

評価結果は、採否に関わらず令和元年8月末までに文書で通知します。また、市ホームページでも公表します。

評価結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

## 令和元年度まちづくりカフェたかつ実施支援業務委託 評価基準

評価項目	項目別配点	基準別配点	評価基準	
			内容	主な細目
技術提案	60	20	ソーシャルデザインセンターの創出に寄与するような提案か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルデザインセンターの機能が生じるきっかけとなるか</li> <li>・地域資源のマッチングモデル実施につながる内容になっているか</li> <li>・区民が主体的にソーシャルデザインセンターを設置し、運営していく機運の醸成につながるか</li> <li>・区民が主体的に運営していく際の自主財源の確保策が盛り込まれているか</li> </ul>
		20	「市民創発」に向けて区民の機運が醸成されるような提案か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのひろば創出に向けた具体的行動につながるか</li> <li>・参加者が新たな気づきを得られるか</li> <li>・市民創発に向けた交流、仲間づくりになるか</li> <li>・参加者が「わくわく感」を感じる内容か</li> </ul>
		10	専門的知識、経験等に基づいているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ施策に関する専門的知識、経験を有しているか</li> <li>・国内外の先進事例などの知識があるか</li> </ul>
		10	提案内容に独自の工夫があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業者にはない提案があるか</li> <li>・事業者の強みが生かされているか</li> <li>・実現可能な提案になっているか</li> </ul>
業務実績	10	10	類似業務の実績があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市で類似の業務実績があるか</li> <li>・本市でコミュニティ施策等の業務実績があるか</li> </ul>
業務遂行能力 (予定技術者の 経歴等)	30	10	業務の目的、内容などを理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」など、本市のコミュニティ施策の全体像を理解しているか</li> <li>・「まちづくりカフェたかつ」の目的、内容を理解しているか</li> </ul>
		10	業務に対して積極的に取り組む姿勢があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に意欲が感じられるか</li> <li>・説明は論理的で説得力があるか</li> </ul>
		10	実施が可能な体制が整っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、スケジュールなど提案に具体性があるか</li> <li>・内容に対して見積金額は適正か</li> </ul>

【最低基準点】全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しない。

【業務規模概算額】見積金額が業務規模概算額を超えている事業者は、受託者として特定しない。

【同点の場合の措置】「技術提案」の点数の高さで、「技術提案」も同点の場合は「業務遂行能力」の点数の高さで、「業務遂行能力」も同点の場合は見積金額が低い事業者を特定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定する。